

高野町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月作成

1. 現状(平成19年4月1日現在)

(1)職種ごとの人数平均給与、平均年齢

区 分	平均年齢	職員数	平均給与月額	年収ベース
高野町	48.1歳	21	260,200円	4,116,500円
うち	清掃職員	2	307,300円	5,021,100円
	学校給食	6	245,100円	3,899,200円
	用務員	3	257,000円	4,162,400円
	その他	10	258,300円	4,021,400円

※その他とは、看護助手、病院給食、保育所給食、道路工夫である。

※平均給与とは基本給のほか、扶養、住居、通勤、時間外手当の合計である。

(2)民間従業員の職種ごとの人数、平均給与、平均年齢

職 種	平均年齢	人数	平均給与月額	年収ベース
廃棄物処理業員	43.3歳		299,800円	4,192,600円
調理士	44.5歳		250,300円	3,413,600円
用務員	53.9歳		227,200円	3,284,300円
守衛	62.8歳		249,100円	3,661,300円
自動車運転手	53.4歳		281,000円	4,001,000円

2. 職種ごとの年齢別の人数・平均給与

	清掃職員		学校給食		用務員		その他		計、平均	
	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人
22～23歳							196,200円	1	196,200円	1
24～25歳										
26～24歳							172,200円	1	172,200円	1
28～29歳			198,900円	1					198,900円	1
30～31歳										
32～33歳										
34～35歳										
36～37歳										
38～39歳			154,000円	1					154,000円	1
40～41歳										
42～43歳			210,100円				273,280円	1	273,280円	1
44～45歳				1					210,100円	1
46～47歳										
48～49歳							460,000円	2	460,000円	2
50～51歳			516,700円	2			441,700円	2	958,400円	4
52～53歳	305,400円	1			276,500円	1			581,900円	2
54歳							218,100円	1	218,100円	1
55歳					470,900円	2			470,900円	2
56歳										
57歳			271,900円	1					271,900円	1
58歳	308,100円	1					279,590円	1	587,690円	2
59歳							246,700円	1	246,700円	1
60歳										
全体	613,500円	2	1,351,600円	6	747,400円	3	2,287,770円	10	5,000,270円	21

3. その他技能労務職の給与に関する事項

(1) 給料表

給料表は(国公の行政職給料表(2)に同じ)の3級制を採用しています。

(2) 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、宿日直手当、寒冷地手当期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている手当の主な内容は、次のとおりです。

手当の名称	手当の内容	国制度との異動
扶養手当	配偶者 1人につき 6,500円	同
	1人(配偶者なし) 11,000円	
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)	
住居手当	借家の限度額 27,000円	同
	持ち家5年目まで 2,500円	
通勤手当	バス等利用者の限度額 50,000円	同
	自家用車等利用者の限度額 13,700円	異
宿日直手当	日直昼150円 休日4,200円 宿直4,200円	同
寒冷地手当	4級地(高野町に居住している職員に支給)	異
	世帯主で3人以上扶養 年39,600円	
	世帯主で1人又は2人の扶養 年33,000円	
	世帯主で扶養無 年19,800円	
児童手当	その他の職員 年14,200円	同
	第1子及び2子 月5,000円	
	第3子以上 月10,000円	
	対象 0歳から小学校6年終了まで	

4. 昇給基準

昇給基準については、次の表の通りです。また、昇給月を毎年1月と定め、それぞれの勤務実績、勤務評価等に応じて昇給を実施しております。人事評価制度が確立されるまでの期間は、「高野町職員の給与決定のための勤務成績の判定基準」に基づき昇給を実施しています。

昇給区分		A 極めて良好	B 特に良好	C 良好	D やや良好でない	E 良好でない
制度完成	職員	8以上	6	4	2	0
平成23年1月～	55歳年度末以後	0	0	0	0	0
昇給抑制期間	職員	7以上	5	3	1	0
	平成19年1月～ 平成22年1月	55歳年度末以後	0	0	0	0

※平成22年1月までは昇給抑制措置(△1号給)が行われている。

5. 基本的な考え方

現在の厳しい行財政環境の下、分権型社会及び高度化、多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を発揮するという地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理、配置に努めていかなければなりません。

一方「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、業務の民間委託、移譲、指定管理者制度などの導入が検討されつつあります。

こういった状況の中、当町においては、技能労務職員の退職不補充とし臨時職員等を活用するとともに、業務の一部委託等を検討していく予定である。

6. 具体的な取り組み内容

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の給与等を参考とし、適正な給与制度、運用となるよう努めます。

(1) 給料表について

ア 現行(給料表)3級を踏襲します。

イ 看護助手については、行政職給料表を適用しているため、今後見直しを視野に入れて検討してまいります。

(2) 手当について

ア 特殊勤務手当については、平成18年度に見直しを行い現在支給はなし。

イ 昼日直手当については、今後見直しを視野に入れて検討してまいります。

(3) 昇給、昇格のあり方

平成18年4月より給与構造改革に伴い、現在の就業規則給料表(国公に同じ3級)を適用しており、今後も踏襲して参ります。又、現在適用している昇格基準についても今後も踏襲してまいります。

昇給については、評価基準に応じた昇給制度の確立と運用をはかってまいります。

7. その他

本町の厳しい財政状況を考慮すると、給与の見直しと職員の減員は避けて通れないものと思われまます。特に、技能労務職員については、平成19年4月現在で、12.5%(21人)しかおらず、平均年齢も48.1歳と高齢化しており、業務の民間委託や事務、事業の見直しは必至の状況にそこで、今後は、年度ごとの技能労務職員の定年退職を注視しながら、次のような見直し等の取り組みを検討し、できるところから実施してまいります。

(1) 民間委託間の推進

現在、技能労務職員については退職者不補充ということで、新規採用をせずにおろすという方針を打ち出しておりますので、今後定年退職を迎えることとなり業務の民間委託や事務事業の見直しは、避けて通ることはできません。

そこで、技能労務職の現場を精査し、年度ごとの退職者数を注視しながら、できるところから民間に委託するということを推進します。

(2) 事務、事業見直し

現在、技能労務職員を配置している場所のうち、事務事業の見直しの中で、人事異動等を活用しながら調整を図ってまいります。

特に、土木工夫といった比較的委託が可能な職種の民間委託、更には、技能労務職員を多く抱える施設等の指定管理者制度の積極的な導入を検討してまいります。

(3) 職員数の削減見込み

「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、退職者不補充新規採用0路線を踏襲していくと、今後10年間で13人が定年退職を迎え平成29年度では8人になるみこみです。

※年度別定年退職者数

年度	定年者数	累計	内訳
平成19年度	1人	—	その他1名
平成20年度	2人	20人	清掃1名、その他1名
平成21年度	1人	18人	学校給食1名
平成22年度	0人	17人	
平成23年度	2人	17人	用務員2名
平成24年度	1人	15人	その他1名
平成25年度	2人	14人	清掃1名、用務員1名
平成26年度	0人	12人	
平成27年度	1人	12人	その他1名
平成28年度	3人	11人	学校給食2名、その他1名
平成29年度	0人	8人	その他1名
平成30年度以降	8人		学校給食3名、その他5名